

葬祭場等設置事業計画書

令和元年()月25日

(宛先) 川崎市長 殿

事業者 主たる事務所 東京都大田区羽田二丁目1番3号

リベンス大鳥居トライアード204

名称 有限会社大兼商会

代表者の氏名 河本宗一

電話 03-3744-6767

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

葬祭場等の名称	(仮) 令和堂		
葬祭場等の位置	川崎市川崎区塩浜四丁目3番3		
葬祭場等の内容	<input type="checkbox"/> 葬祭場 <input checked="" type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> エンバーミング施設 <input type="checkbox"/> その他()		
工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input checked="" type="checkbox"/> 使用方法の変更 ※使用方法の変更の場合、変更前の用途(倉庫)		
建築物の概要	敷地面積	185.56 m ²	高さ 4.12 m
	建築面積	84.50 m ²	構造 鉄骨造
	延べ面積	84.50 m ²	階数 地上1階・地下0階
葬祭場等の概要	葬祭場等の床面積	84.50 m ²	葬祭場等部分 地上1階・地下0階
	工事着手予定	令和元年12月24日	工事完了予定 令和2年 / 月20日 (設置予定)
	標識設置予定	令和元年11月26日	説明会実施予定 令和元年12月5日
問い合わせ先	住所	東京都大田区羽田二丁目1番3号リベンス大鳥居トライアード204	
	氏名	有限会社大兼商会 代表取締役 河本宗一 電話03-3744-6767	
	担当者	河本宗一	
【添付書類】 <input checked="" type="checkbox"/> 案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 各階平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図 <input checked="" type="checkbox"/> 断面図 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭場等に関する維持管理計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭場等維持管理責任者選任届・誓約書 <input type="checkbox"/> その他()			
※ 備考			



(第二面)

○施設整備基準について

	項 目	対 応 策 (要 旨)
施 設 整 備 基 準	(1) 自動車及び自転車駐車場について	<p>【自動車駐車場】 屋外2台 屋内1台（屋内で御遺体の搬出入作業が可能）</p> <p>【自転車駐輪場】 なし</p> <p>※御遺体の搬入出作業は、建物内に車両を格納のうえ開口部を全て閉めて、外部から見えない状態で行います。</p>
	(2) 敷地に接する道路について	<p>【路線名】 塩浜51（一般市道） 認定幅員6.00メートル</p> <p>※敷地は幹線道路に接続する幅員6メートル以上の道路に接しています。</p>
	(3) 隣地境界線までの距離及び緑化について	<p>【距離】 東側（隣接家屋：事務所） 1.00メートル 南側（隣接地：資材置場） 0.65メートル ～1.60メートル ※南側隣地境界線まで1メートル以内の部分の長さは3メートル以内です。 西側（隣接家屋：工場） 1.08メートル ～1.11メートル 北側（道路）</p> <p>【緑化】 東側（隣接家屋：事務所） ケヤキ6本 南側（隣接地：資材置場） ケヤキ6本 西側（隣接家屋：工場） ケヤキ6本 北側（道路） なし</p> <p>※建物内に別途箱状に形成された御遺体収納庫を設置致します。 建物の外壁の構造 鋼板 御遺体収納庫の外壁の構造 鋼板</p> <p>※建物の開口部等については、東側の窓は締切りとして開閉せず、建物内部が外部から見えてしまう可能性がある時間（御遺体の搬入出時に北側シャッターを開閉する必要がある時や従業員等が西側通用口を利用する時）は、可能な限り短くするように運用致します。なお、隣地境界線まで一部1メートル以内の南側については、窓その他開口部は設置されていません。</p> <p>建物の開口部 東側 窓（型ガラス） 南側 なし 西側 通用口（一部窓：型ガラス） 北側 シャッター</p>
(4) 葬祭場等の外観等について	<p>【外観等】一般的な倉庫の類の外観であり、遺体保管所であることを直接示すような看板等は設置致しません。</p>	

注1 ※印の欄には、記入しないでください。

- 2 協議担当課と協議を行う場合は、第一面に規定する添付書類を添付して行ってください。なお、添付書類以外の書類の提出を求める場合があります。
- 3 事業者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記入を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(第2号様式)

葬祭場等に関する維持管理計画書

令和元年11月25日

(宛先) 川崎市長 殿

主たる事務所 東京都大田区羽田二丁目1番3号
リベレンス大鳥居トライアード204
名 称 有限会社大兼商会
代表者の氏名 河本宗一
電 話 03-3744-6767

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

1 維持管理計画

○施設の設置運営に関すること

1) 花輪の設置場所等に関すること
①花輪の設置の有無 御遺体の保管のみ取り扱う施設のため、花輪の設置はありません。
②設置個所、設置方法 ①のとおり設置はありません。
2) 通夜・告別式等の実施方法等に関すること
①通夜・告別式等（御遺体との面会実施を含む）の実施の有無 御遺体の保管のみ取り扱う施設のため、通夜、告別式等の実施はありません。 また、遺族等による御遺体との面会も実施しません。
②受付方法、受入時間、対応方法、火気使用 ①のとおり実施はありません。なお、火気の使用もありません。
3) 遺体及び棺の搬入出に関すること
①実施主体 御遺体の搬入出は専門の遺体搬送業者に委託して実施します。
②受付方法 御遺体の状況、搬入出日時等について、事前に業者等と協議したうえで受け付けます。
③搬入出時間 9時～18時（それ以外の時間は搬入出を休止）
④搬入出時の対応方法 当社（若しくは施設管理の委託先会社）の従業員が、遺体搬送業者の作業に必ず立ち会います。
⑤搬入出時の周辺への配慮 搬入出は、シャッターその他窓等を締め切った建物内で、外部から見えない状況でおこないます。
4) 防音・防臭対策に関すること。
①防音対策 御遺体の保管のみ取り扱う施設であり、御遺体等の搬入出は建物の開口部を閉じておこないますので、建物外部への騒音等は発生しないと想定しています。
②防臭対策 御遺体の保管は、建物内に別途箱状に形成された御遺体収納庫でおこない、当該収納庫内に備えられたオゾン発生装置による細菌の除菌（殺菌）・臭気の脱臭効果により、臭気は収納庫内で除去されるので、収納庫外および建物外への臭気は発生しないものと想定しています。 なお、建物内で線香等は利用致しません。

③その他

施設の運営開始後に、仮に近隣住民の皆様から騒音や臭気等に関するご指摘があった場合は、原因を確認して可能な限りの対策を講じます。

5) 交通渋滞の防止対策に関すること。

①駐車スペース（搬入業者・面会者等）

駐車スペースは、建物外に車両2台分、建物内に1台分有ります。
搬入出業者とは予め車両到着時間等を調整して、車両は速やかに建物内に格納するよう誘導します。
なお、御遺体の保管のみ取り扱う施設のため、会葬者や面会者等が自動車を利用して来訪することは想定していません。

②指導

従業員や御遺体の搬入出業者、その他関係者による自動車の利用等に対しては、速やかに敷地内に車両を格納するよう指導し、道路上への駐車を厳禁とする等、交通渋滞の防止に関する指導を徹底致します。

③その他

施設の運営開始後に、仮に近隣住民の皆様から交通渋滞等に関するご指摘があった場合は、原因を確認して可能な限りの対策を講じます。

6) 遺体の保管方法に関すること。

①冷蔵設備の状況（設置数・配置状況・スペック等）

御遺体の保管は、建物内に別途箱状に形成された御遺体収納庫1機を配置しておこないます（御遺体の保管は最大12体）。

②保管日数

最長1カ月として対応します。

③御遺体の保管状態（納棺の有無）

納棺は必須としませんが、損傷の激しい御遺体は受入れず、御遺体の取扱いは専門の遺体搬送業者に委託します。

④感染症対策のための措置

ア. 電場機能によりパーシャル状態（マイナス4～0℃内で冷凍しない保存方法）で保存します（※ドライアイス不使用）

イ. 医療用殺菌灯により大腸菌、腸チフス菌、赤痢菌、ブドウ球菌、枯草菌、結核菌（鳥型）などを殺菌します。

ウ. オゾン発生装置の予防細菌による腐敗防止、死臭のガダベリン、プトレシン、酪酸、アンモニア、メチルメルカプタン臭を脱臭します。

エ. 建物内には流し、排水設備等を設置し、必要に応じて専門業者に清掃・除菌や殺菌等の作業を依頼します。

オ. 御遺体に直に触れるのは遺体搬送業者のみとし、当社（若しくは施設管理の委託先会社）の従業員が触れることは厳禁として運用します。

⑤職員の配置（事務所設置等）

事務所機能はありませんので、当社（若しくは施設管理の委託先会社）の従業員は常駐しません。

御遺体の搬入出時や必要に応じて、当社（若しくは管理委託先会社）の従業員が訪問して対応する運用とします。

⑥防犯対策

ア．御遺体の搬入出時等の必要時以外は、御遺体収納庫および建物自体も施錠します。開錠・施錠は当社（若しくは管理委託先会社）の従業員が行い、遺体搬送業者等には関与させません。

イ．建物の内外に防犯カメラを設置して、警備会社に24時間体制で警備を依頼します。

⑦緊急時対応（停電時対策の検討など）

ア．前述のとおり警備は警備会社に委託します。

イ．停電やその他不測の事態により御遺体収納庫が機能しなくなる場合に備え、施設の利用者（葬儀社や遺体搬送業者）とは、そのような場合には利用者の責任において棺とドライアイスを確保・持参して御遺体の保全をおこなうよう、あらかじめ合意するようにします（合意ができない業者等には施設を利用させません）。